

令和5年9月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和5年9月28日（木）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時50分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

荒谷弘美委員

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第18号議案 農用地利用計画の変更について

報告事項14 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項15 現況証明願出の専決について

8 会議の要旨

<p>会 長</p>	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野郁代委員、水野洋子委員にお願いをいたします。 本日の付議事件は、第18号議案「農用地利用計画の変更について」が4件、でございますのでよろしくお願いいたします。 それでは早速ですが、第18号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第18号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が4件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号1の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
松原昭平 委 員	<p>9月17日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、稲葉町の多世代交流館の東側に位置しています。申請内容は、墓地の参拝者の駐車場と通路の整備のために田38平方メートルと田214平方メートルが墓地に無断転用されているもので、何年も前から駐車場と通路となっています。事務局からの説明と併せて判断すると、農用地利用計画の変更理由は妥当であり、本申出はやむを得ないと考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>申出人の案件は頻繁にあります、今回で終わりでしょうか。</p>
課長補佐	<p>今回で最後ではないかと思われま。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、採決に移ります。番号1について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>番号2について、説明させていただきます。</p> <p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>番号2の調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
<p>柁原圭子</p> <p>委 員</p>	<p>9月17日、荒谷弘美委員、柁原昭平委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、中央通り北山町地内の整形外科、皮膚科のある交差点の東側100メートルのマンションの西側の畑、現在は雑種地となっているところです。</p> <p>申請地周辺は市街化区域に隣接して宅地化されており、北側が4メートル道路、東側がマンション、西側が畑となっています。</p> <p>目的はマンション住民の駐車場の確保で、事業の概要は550平方メートルのうち280平方メートルにおいて、10台分の駐車場を確保することです。</p> <p>理由は以前の駐車場が使用できなくなり、新たな駐車場が必要になったことで、マンションから近い立地条件で本件土地を選択したとのことです。</p> <p>隣地との境界はブロック積みとし、敷地は碎石舗装します。側溝補強も行います。</p> <p>ただし、東隣の駐車場が無断転用農地であるため、その農地の地目変更を行っていただいてからの方がよいか御審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
事務局	<p>無断転用農地についてですが、申出者からは、申出者の駐車場ではないと伺っています。</p>
柁原圭子 委 員	<p>マンション住民が使用しているのを見たことがあります。</p>
事務局次長	<p>申出者の駐車場ではないとのことで、住民が個々で契約している可能性があり、本申出とは分けて考えていただくようお願いいたします。なお、無断転用農地については、別途所有者に連絡して解消に向けた手続きを行っていきたいと思います。</p>
横井利夫 委 員	<p>位置図の旧契約駐車場は別の場所にあるので、本無断転用農地が個人で契約しているだけであれば市の見解に従うべきかと思ひます。</p>

若杉 満 委 員	地権者が管理組合と契約していれば話は別ですが、そうでなければ今回の申出とは分けて考えるべきだと思います。
松原昭平 委 員	今回の申出地と無断転用農地の地権者は別でしょうか。
事務局	地権者は別です。
松原昭平 委 員	管理組合として無断転用農地を借りていないなら問題ないと思います。
会 長	今回は無断転用農地に管理組合の関与がなく、地権者も異なるとのことですので、本申出とは分けて考えることとします。無断転用農地については市から通知をお願いします。
若杉 満 委 員	本申出は土地の一部のみですが、分筆、地目変更は可能でしょうか。また、残地はどう利用されるのでしょうか。
課長補佐	残地は畑として利用されると思われます。
若杉 満 委 員	土地の一部のみを農地転用することは可能ですか。
課長補佐	農地転用までには分筆していただきます。
若杉 満 委 員	農用地利用計画変更申出の時点で分筆していなくても問題はありませんか。
課長補佐	問題ありません。
森下幸夫 委 員	残地について現況から見ると畑をやることは難しそうなので、土地全体を変更いただくことは難しいでしょうか。
課長補佐	必要最小限の範囲のみとしていただくことが基本のため、10台分必要ということであれば、その範囲のみ除外することになります。
飯沼勝則 委 員	農業委員会として農地は保全していくべきということかと思います。
若杉 満 委 員	同感です。農地を残していただく方向でお願いしていくべきかと思います。
水野政起 委 員	地目は田ですが、畑として維持していくということでよいでしょうか。
課長補佐	現状を見る限り、田は難しそうなので、畑になるかと思われます。
水野政起 委 員	駐車場と残地の境目はどうなりますか。
事務局	駐車場は舗装するため、そこが境目になります。
課長補佐	畑に影響がないよう指導します。
水野政起 委 員	水はどこから確保するのでしょうか。

飯沼勝則 委 員	畑であれば水は運んでくるのが可能であるため、問題ないと思われます。
水野政起 委 員	現況は果樹でしょうか。
杉原圭子 委 員	草生えとなっています。 改めて書類を確認しましたが、やはり駐車場と残地の境目の記載がありません。
課長補佐	記載はありませんが、畑に影響がないよう指導します。
水野政起 委 員	夜間用に照明をつける等の話がありますか。
杉原圭子 委 員	そこまでの記載はありません。 駐車場がなくなるにも関わらず、利用予定者一覧で2つの区画を借りる人がいることを疑問に思います。
若杉 満 委 員	旧契約駐車場の台数を確保するため今回の申出がされているのであり、借りる人の内訳までは今回の審査には関係がないと思います。
会 長	残地は農地として残していただき、境界は境目をはっきりし農地として利用いただくよう市から指導をお願いします。 他に質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。 続いて、番号3について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	番号3について、説明させていただきます。 【番号3 調書を朗読】 番号3の調書の説明は以上でございます。 また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】 番号3の説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	それでは、番号3を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
杉原圭子 委 員	9月17日、荒谷弘美委員、松原昭平委員と現地を調査しました。 申請地は西大道町の信号から100メートル程南に進み、T字路を東へ進んだところに位置しています。 目的は分家住宅です。事業の内容は田691平方メートルのうち約半分の318.37平方メートルを農用地利用計画変更するもので、一般住宅一棟と2台分の駐車場を予定しています。 不動産を所有しているのは祖父のみで、農耕を継続でき、本家から近

	<p>いため、現在耕作している田の約半分である本土地を選定したとのことです。</p> <p>周りは田に隣接しているため、境界はブロック積みとして土砂が流れ出ないようにし、排水は南側道路側溝に行います。</p> <p>以上のことから、農用地利用計画の変更理由は妥当であり、本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号3について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。番号3について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号3について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号4について、事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>番号4について、説明させていただきます。</p> <p>【番号4 調書を朗読】</p> <p>番号4の調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号4の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
松原昭平 委 員	<p>9月17日、荒谷弘美委員と松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は文化会館の南側、児童館の西側に位置しています。</p> <p>申出者は現在市内で4か所の資材置場を借りており、そのうちの2か所が契約終了するため、その代替地として本件土地を資材置場としたいということです。</p> <p>現在は残土はなく、整地されておりますが、法面には草が生い茂っている状況ですので、今後草を刈っていただく必要があります。</p> <p>事務局からの説明と併せて判断すると、農用地利用計画の変更理由は妥当であり、本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号4について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>

若杉 満 委 員	事務局からの説明で除外面積が過大ではないと判断できると思いますが、目安は何平方メートルですか。また、現況が雑種地ですが、農地パトロールの結果はどうなっていますか。市から何か指導をしていますか。
課長補佐	必要面積に対して過大かどうかを判断しています。今回の場合、これまで借りていた2つの土地を合わせた面積と今回の申出の面積及び必要となる資材の量等から、過大でない判断しました。 また、現況についてですが、以前から現在のような状態が続いており、農地パトロールの結果に基づき市から所有者に通知を行っていました。現状回復していただくというのが本来ですが、是正方法として、今回、適切な土地の利用方法に変更することも1つの方法であるということで、本申出がありました。
森下幸夫 委 員	賃貸借でなく、売買の予定ですか。
課長補佐	売買の予定です。
水野政起 委 員	旭小学校に近く、交通量も多い場所ですが、大型の車両を置くということなので、交通安全に配慮をお願いします。
課長補佐	わかりました。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。番号4について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	これもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項14「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項14「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で1,945平方メートル、主な概要は、柏井町地内で露天駐車場1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、8件で4,537平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅6件、露天駐車場1件、露天資材置場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	続きまして、報告事項15「現況証明願出の専決について」事務局より説明をお願いします。

課長補佐	<p>それでは、報告事項15「現況証明願出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。</p> <p>それでは、調書の説明に入ります。</p> <p>【調書説明】</p> <p>証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基づいて判断しています。</p> <p>判断の基準としましては、願出前20年間以上、建築物が立っており、それを固定資産評価証明書と国土地理院が発行した過去の航空写真にて確認がとれたため、要件を満たし、既に事務局長の専決処分にて証明したことを報告します。</p> <p>説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>農地転用と現況証明の違いを教えてください。</p>
課長補佐	<p>現況証明は20年以上宅地の一部として使われていること等が証明できる場合に行います。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>今日は特にございません。</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は10月27日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>